

## 第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、平成10年3月20日付け産第275号の1で行った公文書不存等通知書に係る処分（以下「本件決定」という。）を取り消し、速やかに再決定を行うべきである。

## 第2 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件決定の取消しを求める、というものである。

### 2 異議申立ての理由

環境・ごみ問題の深刻さはその度合いを日増しに深め、その解決なしには、明日の地域、否、地球そのものの存在さえ危惧され、今や県民の最大関心事の一つとなっている。そんな中、佐倉市内の産業廃棄物処分場に関する資料のうち、当該地の使用後の用途、現在の地権者の実態（プライバシー部分は除く。）、関連発生の費用、事前・事後の環境評価、検査結果等現在の実態を含めた重要・貴重であるべき資料が不存を理由に公開不能とは信じられぬことと云ってよい。廃棄物の処分問題に関する環境問題は、現在のみならず後世代にも重要、重大な影響を及ぼす問題であることは、行政に携わると否とに関らず、明々白々なことと云える。そのことに関する資料が不存を理由に非公開とされるのは不当と云わざるを得ない。どんな資料でも良いから公開される様願う。

### 3 実施機関の説明について

実施機関は理由説明書で処分を見直した結果「公開すべきであった」ものが存在していたことを認めた。これは、当時の不存決定処分が不当なものであったことの証明にほかならず、県当局の責任は重大である。

「決定の見直しについて」の中に「非公開」とするものが含まれているが、そもそも、当初はその全てが「不存」とされたものである。その「不存処分」を、6年を経た今、異議申立てに基づく見直しの結果、その「存在」が明らかにされたものの「非公開」とされたものであり、これらの経緯からしても、この「非公開」の扱いは納得できない。この当否は、たとえその一部がマスキングされたものであっても、当該文書が提示された後判断したい。

「決定の見直しについて」の一部は「不存」とされたが、そもそも、当初はその全てを「不存」として決定処分した。その処分を異議申立て

に基づき6年後に見直した結果、そのうちの多くが「存在」したとされたもので、これらの経緯から「不存在」の理由とその判断は甚だ信頼性に乏しい。

本件は、平成10年2月に行った開示請求の処分の異議申立てに対し、平成16年6月になってはじめて諮問されたもので、その間、実に6年間もの長期間何らの対応もしなかった実施機関の責は重く大きなものがあると云わねばならない。さらに「存在している」にも拘らず「不存在」とする処分は、情報公開制度の根幹をゆるがすものであり、行政そのものの信頼性を失わせる行為に直結し、決してあってはならないものとして猛省をいただきたい。本件は請求当時に必要な情報が、例え今回の諮問により開示されたとしても既にその機会が過ぎてしまった面もあり、その損失はどう償われるのか、納得のいく解答をいただきたい。

本件に関する不作為の異議申立てに対し、県当局は平成16年6月28日付け産廃第510号の不作為理由書にて、その不作為理由は「平成16年6月16日付けの当庁の諮問に対して、同審査会がまだ答申をしないからであります」と説明した。しかし、この当局の説明、理由は当を得たものではない。本件不作為に関する異議申立ては、平成10年6月2日付け異議申立てに対し何らの措置もないことから、平成16年6月8日付けで行政不服審査法第7条に基づき、本件の不作為行為に対し異議申立てをしたものであり、先の不作為理由は的はずれのものであると云わねばならない。これらのことから当該実施機関の杜撰業務が何ら改善されていないことの証にもなり、これら、本件経緯の中を含め、他にも見られる不当な行為に対する反省を強く求めるものである。

### 第3 実施機関の説明要旨

#### 1 本件決定について

- (1) 異議申立人は平成10年2月6日付けで佐倉市内の産業廃棄物処分場の経過及び実態の詳細資料、処分場として使用したか若しくは使用している、①場所、②面積、③容積、④廃棄物の内容、⑤使用前・後の用途、⑥地権者の推移、⑦関連して発生した費用詳細、⑧事前の環境（地下水等全て）評価並びに⑨事後及び現在（最新）について検査評価値等の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）をした。
- (2) これに対し実施機関は平成10年3月20日付けで、⑤のうち使用後の用途、⑥のうち地権者の推移、⑦のうち施設の設置費用、⑧並びに⑨のうち事後の検査評価及び現在（最新）の検査評価値等（埋立中以外の処分場）について、対象文書が存在しないとする決定をした。

## 2 不存在の理由

- (1) 「使用後の用途」、「地権者の推移」、「関連して発生した費用のうち施設の設置費用」、「事後の検査評価」について記載された書類は、法令等で提出が規定されておらず、また、提出を受けた事実もない。
- (2) 「事前の環境評価（地下水等全て）」について記載された書類は、事前協議書（昭和61年7月1日以降提出があったもの）に添付される環境影響調査報告書であるが、佐倉市内の最終処分場は、昭和61年7月1日前に事前協議書が既に提出されているため、当該報告書が添付されておらず、また、提出を受けた事実もない。
- (3) 「現在（最新）の検査評価」（埋立中以外の処分場）が記載された書類は、廃棄物処理施設維持管理報告書（埋立中）であるが、埋立中以外の処分場においては、上記報告書は、法令等で提出が規定されておらず、また、提出を受けた事実もない。

## 3 諮問に当たっての決定の見直しについて

- (1) 再度対象文書を見直した結果、次の行政文書を特定した。
  - A 産業廃棄物処理業の許可について（平成元年3月25日起案、（有）有坂牧場）
  - B 産業廃棄物処理業の再許可について（平成4年4月7日起案、（有）有坂牧場）
  - C 産業廃棄物処分業の許可について（平成9年4月21日起案、（有）有坂牧場）
  - D 産業廃棄物処理施設の変更許可について（平成9年12月15日起案）
- (2) 上記AからDの行政文書について、不存在等決定通知による処分を行った事項を見直した結果は、次のとおりである。
  - ア 「使用後の用途」が把握できる書類は、使用後の用途という書式等では提出を受けていないが、
    - ① Aに添付されている「最終処分場の概要書」
    - ② Bに添付されている「最終処分場の概要書」
    - ③ Cに添付されている「事業計画書」の提出を受けており、これらには跡地利用計画が記載されていることから、使用後の用途が確認できるものであるから、いずれも公開する用意があること。
  - イ 「地権者の推移」が把握できる書類は、地権者の推移という書式等では提出を受けていないが、
    - ① Aに添付されている「処分場土地一覧表」

- ② Bに添付されている「最終処分場土地一覧表」及び「土地登記簿謄本」(H4. 3. 18時点)
- ③ Cに添付されている「最終処分場土地一覧表」及び「土地登記簿謄本」(H9. 3. 27時点)
- ④ Dに添付されている「最終処分場土地一覧表」及び「土地登記簿謄本」(H10. 2. 25時点)、

の提出を受けており、これらに記載された「所有者」は、地権者の推移を確認できるものであるから、②から④の「土地登記簿謄本」及び「最終処分場土地一覧表」に記載された「所有者」については、公開する用意があること。

ただし、①の「処分場土地一覧表」に記載された「所有者」については、土地登記簿謄本等から転記されたものであることの確認がとれないことから、個人に係る情報であって特定個人が識別されるもの(千葉県公文書公開条例(以下「旧条例」という。)第11条第2号)に該当するため、非公開とする。

- ウ 「施設の設置費用」については、「施設の設置費用」の記載を要する書類は、法令等で提出が規定されておらず、また、提出を受けたこともないものであることから、不存在とする。
- エ 「事前の環境(地下水等全て)評価」が把握できる書類は、環境影響調査報告書という書式では提出を受けていないが、Aに添付されている「地質調査報告書」の提出を受けており、これらに記載された調査結果は、事前の環境評価を確認できるものであるから、公開する用意があること。
- オ 「事後の検査評価」が把握できる書類は、埋立終了後に提出されるものであるが、佐倉市内の最終処分場においては、昭和63年4月1日以降埋立が終了した処分場はない。また、提出を受けた事実もないことから、不存在とする。
- カ 「現在(最新)の検査評価値」が把握できる書類は、廃棄物処理施設維持管理報告書(埋立中)であるが、佐倉市内の埋立中以外の処分場は平成元年4月までに埋立が終了しており、埋立終了後においては、法令等で提出が規定されておらず、また、提出を受けた事実もないことから、不存在とする。

#### 第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明等を審査した結果、以下のとおり判断する。

1 本件決定について

本件決定の概要は、前記第3実施機関の説明要旨（以下「説明要旨」という。）1のとおりである。

2 公文書の不存在について

本件請求の対象となる公文書の不存在について、以下のとおり検討する。

(1) 実施機関は本件諮問に当たって決定を見直した結果、説明要旨3のとおり対象文書を特定したと説明している。そこで、その内容を調査したところ、これらの公文書には最終処分場土地一覧表や土地登記簿謄本等が添付されており、その中に本件請求の趣旨を満たす内容が記載されていることが認められる。よって、本件請求のうち「使用後の用途」、「地権者の推移」及び「事前の環境（地下水等全て）評価」に関する公文書は、説明要旨3のとおり存在することが認められる。

(2) 実施機関が特定したとする公文書以外に本件請求の趣旨を満たす公文書が存在するか、以下で検討する。

ア 産業廃棄物処理業の許可に関する書類について

産業廃棄物処理業を行おうとする者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条等の規定により都道府県知事の許可を受けなければならない。この許可申請に当たっては事業計画書や産業廃棄物処理施設の所有権に関する書類などが求められており、申請が行われた場合、請求の対象となる文書を実施機関が保有している可能性がある。

そこで、廃棄物最終処分場に関する資料等から確認したところ、公文書公開条例が適用された昭和63年4月1日から本件請求までの間、説明要旨3(1)のA、B及びCに関するもの以外に、佐倉市内において産業廃棄物処理業に関する許可申請は行われていない。

よって、本件請求時点において、この件に関する文書は存在しないものと認められる。

イ 産業廃棄物処理施設の許可に関する書類について

産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、法第15条等の規定により都道府県知事の許可を受けなければならない。この許可申請に当たっては最終処分場に関する書類などが求められており、申請が行われた場合、請求の対象となる文書を実施機関が保有している可能性がある。

そこで、廃棄物最終処分場に関する資料等から確認したところ、昭和63年4月1日から本件請求までの間、説明要旨3(1)のDに関するもの以外に佐倉市内において産業廃棄物処理施設の設置に関する許可

申請は行われていない。

よって、本件請求時点において、この件に関する文書は存在しないものと認められる。

ウ 産業廃棄物処理施設の廃止に関する書類について

産業廃棄物処理施設を廃止しようとする者は「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱（昭和61年4月1日制定、以下「要綱」という。）」第20条（平成7年4月1日以降は第28条）の規定により施設の閉鎖に関する事前協議を千葉県知事に行わなければならない。この事前協議に当たっては地下水観測井の水質の推移、跡地利用計画に関する書類などが求められており、協議が行われた場合、請求の対象となる文書を実施機関が保有している可能性がある。

そこで、廃棄物最終処分場に関する資料等から確認したところ、昭和63年4月1日から本件請求までの間、佐倉市内において当該事前協議は行われてない。

よって、本件請求時点において、この件に関する文書は存在しないものと認められる。

エ その他

当審査会では前記で検討した内容以外に本件請求の趣旨を満たす文書が存在するかどうか広く検討したが、関係法令・要綱等において前記以外に請求対象文書の取得・作成を実施機関に義務付けたものはなく、また、実施機関が請求対象文書を取得・作成したとする事実も認めることはできなかった。

以上のとおり、説明要旨3で実施機関が特定したとする文書は本件請求の対象となる公文書であり、文書は存在していると認められるので、実施機関は本件決定を取り消し、速やかに再決定を行うべきである。

3 再決定に当たっての留意事項について

前記2のとおり、本件決定は取り消すべきものであるが、実施機関は説明要旨3のとおり諮問に当たって決定を見直した結果行政文書を特定したとしており、その公開、非公開についても具体的な説明をしている。この点に関して、実施機関は再決定などの処分を行ったわけではなく、当審査会では実施機関が特定したとする文書の内容を確認することができないが、この点については、実施機関が見直した結果、なお非公開としている部分について、実施機関の説明する範囲においてその非公開情報該当性を判断し、実施機関が再決定を行う際の留意事項として指摘する。

実施機関は土地所有者に関する情報について、土地登記簿謄本等から転記されたものであることの確認がとれないことから旧条例第11条第2号

に該当すると説明する。しかし、土地の地番が非公開とならない場合において、その地番が処分場土地一覧表により明らかにされるのであれば、その土地の地権者名は土地登記簿謄本で確認できるため、原則として旧条例第11条第2号ただし書きに該当する。よって、記載されている情報が登記簿謄本の記載と異なっていると明確に判断できるような特段の事情がある場合を除き、当該情報は公開されるべきである。

説明要旨3(2)イに関して、実施機関が再決定を行うに当たっては、以上の点に留意すべきである。

#### 4 附言

(1) 本件決定は、実施機関が請求書に書かれた文言を形式的に捉え、請求範囲を必要以上に限定的に解釈し、対象文書の存否の検討をすることなく行ったものであり、その事務の進め方は不適当なものであったと言わざるを得ない。

仮に請求書記載どおりの文書が存在しない場合であっても、記載内容の解釈によっては文書を特定できる可能性があるのであれば、実施機関は関連する文書の情報を開示請求者に提供して請求内容を確認するなど、可能な限り文書特定の努力を行うべきである。

今後、同種の請求に対して同じような決定を行うことがないよう、実施機関には開示請求者に対して誠意ある対応を求めるものである。

(2) 異議申立人は、本件は平成10年2月に行った公開請求の処分の異議申立てであり、諮問までに6年もの長期間何らの対応もしなかった実施機関の責任は大きいものがあると主張する。確かに、本件審査の過程において、実施機関は文書を特定しなかったことなど、当初の判断の誤りを認めたとも思われる説明を行っており、自ら処分を取り消すなどの対応も可能であったものと思われる。この点については、簡易迅速な救済制度である異議申立制度の趣旨を損なう事態であると考えられるので、実施機関に対して迅速な処理を行うよう求めるものである。

#### 5 結論

以上のとおり、説明要旨3で実施機関が特定したとする文書は本件請求の対象となる公文書であり、文書は存在していると認められるので、実施機関は本件決定を取り消し、速やかに再決定を行うべきである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処理内容
16. 6. 16	諮問書の受理
16. 7. 23	実施機関の理由説明書の受理
16. 9. 1	異議申立人の意見書の受理
16. 9. 22	審議
16. 12. 8	異議申立人の意見陳述・審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大田 洋介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大友 道明	弁護士	
瀧上 信光	千葉商科大学教授	部会長職務代理者
横山 清美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成16年12月8日現在)